

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校
設置者名	公益財団法人尼崎健康医療財団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
11月から翌年度に対する授業計画書について教務会にて検討、修正を行い、確定内容に基づき「学生便覧」等を3月中に作成し、入学生に対して配布。 また、看護専門学校ホームページへも翌年度に入った段階で掲載公表している。	
授業計画書の公表方法	https://amagasaki-kango.ac.jp/topics/syugakushien

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校学則および公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校細則にて規定。

【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校学則 第11条】

(成績の評価)

第11条 授業科目ごとにその授業時間数の3分の2以上出席した者に対して成績を評価するものとする。

2 授業科目の成績評価は、その授業科目について実施する評価方法（試験等）にもとづき行う。また、臨地実習の成績評価は実習の成果（評価表等）にもとづき行う。

3 授業科目の評価は、優（80点以上100点）良（70点以上80点未満）可（60点以上70点未満）不可（60点未満）の4段階とし、可以上を合格とする。

4 学校長がやむを得ないと認めた理由で成績の評価を受けることができなかつた者は、所定の手続を経て追試験・追実習をうけることができる。

5 成績の評価が不合格であった者は所定の手続を経て再試験・再実習を受けることができる。

6 その他の事項については別に定める。

【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校細則 第4条】

(成績の評価基準)

第4条 学則第11条第3項に定める成績の評価は、次の基準で行う。

評価	合否	評価基準		
		講義演習科目	臨地実習科目	
優	合格	100点－80点	A	目標に到達できる
良		79点－70点	B	指導助言により目標に到達できる
可		69点－60点	C	常に指導助言を受けて目標に到達できる
不可	不合格	59点以下	D	指導助言を受けても目標に到達できない

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>履修科目毎の成績評価を100点満点で換算し、全科目の合計点の平均を算出する。</p> <p>各学年学生に対する成績を個人毎に確認、計算し、単位認定について確認を行っている。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://amagasaki-kango.ac.jp/topics/syugakushien</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 卒業の認定に関する方針の具体的内容</p> <p>公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校 学則第27条に規定 【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校細則 第27条】</p> <p>(卒業)</p> <p>第27条 学校長は、本校に3年以上在学し、出席すべき日数の3分の2以上を出席し、授業科目に係る単位を全て修得した者に対して卒業を認定する。</p> <p>2. 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況</p> <p>公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校 学則第27条から第29条に規定した上で、学校運営会議において報告承認を得ている</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>https://amagasaki-kango.ac.jp/topics/syugakushien</p>